

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和4年9月2日（令和4年（行個）諮問第4号）

答申日：令和5年9月7日（令和5年度（行個）答申第69号）

事件名：本人に係る特定事件番号の訴訟に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年5月20日付け法務省訟民第261号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

審査請求に係る処分は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「旧法」という。）14条違反であり、取り消しを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、令和4年4月1日付け保有個人情報開示請求書（同月4日受領。受付第1号）をもって、同請求書記載の訴訟行為を決裁するために作成、取得、参照した一切の保有個人情報（①ここに「訴訟」とあるのは、特定地方裁判所特定事件番号A損害賠償請求事件（以下「第1事件」という。）及び特定地方裁判所特定事件番号B損害賠償請求事件（以下「第2事件」という。）の各第一審，第二審，および第三審を指す。②ここに「決裁」とあるのは、前記①の訴訟に係る組織的な意思決定を指す。国の利害に関係のある訴訟について法務大臣の権限等に関する法律に基づく組織的な意思決定はこれに含まれる。）について、旧法12条第1項の規定に基づく保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

なお、処分庁は、本件開示請求について、旧法が令和4年4月1日を

もって法に統合の上廃止されているため、本件開示請求を法に基づく請求であると善解した。

- (2) 処分庁は、本件開示請求の対象文書を、第1事件は「第一審が特定地方裁判所（特定年月日A判決言渡し）に、第二審が特定高等裁判所（特定年月日B判決言渡し）に、第三審が最高裁判所（特定年月日C決定）に係属していた国を当事者とする損害賠償請求事件に係る記録一式」、第2事件は「第一審が特定地方裁判所（特定年月日D判決言渡し）に、第二審が特定高等裁判所（特定年月日E判決言渡し）に、第三審が最高裁判所（特定年月日F決定）に係属していた国を当事者とする損害賠償請求事件に係る記録一式」と特定した。

- (3) 処分庁は、令和4年5月20日付け法務省訟民第261号をもって、各文書の以下の部分を不開示とする一部開示決定（原処分）をした。

ア 補助的業務に従事する非常勤職員の印影及び独立行政法人の担当者の氏名

イ 独立行政法人及び訴訟代理人弁護士の印影

ウ 国及び独立行政法人の事件の内部処理に関する情報

エ 電話番号（内線番号）及びファクシミリ番号

- (4) 本件は、原処分に対し、審査請求人から、令和4年8月1日付け審査請求書（同月3日受領）をもって、審査請求されたものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人は、原処分における全ての不開示部分（以下「本件各不開示部分」という。）について、旧法14条違反であるとして、原処分の取消しを求めている。

なお、諮問庁は、本件審査請求についても、上記1（1）と同様、法に基づく請求であると善解した。

3 原処分の妥当性（本件各不開示部分及び不開示情報該当性）について

- (1) 補助的業務に従事する非常勤職員の印影及び独立行政法人の担当者の氏名

当該部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であるため、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、法78条2号に該当し、同号ただし書きイないしハのいずれに該当する事情も認められない（参考：令和元年度（行個）答申第92号）。

- (2) 独立行政法人及び訴訟代理人弁護士の印影

訴訟代理人弁護士の印影部分は、弁護士業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該訴訟代理人弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため、法78条3号イに該当し、また、独立行政法人の代表者印影部分は、独

立行政法人が行う事業に関する情報であって、独立行政法人の事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるものであるため、同条7号トに該当する。

(3) 国及び独立行政法人の事件の内部処理に関する情報

当該部分は、国の機関及び独立行政法人の内部又は相互間の検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、今後提起される訴訟において、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、今後提起される争訟に係る事務に関し、国及び独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであるため、法78条6号及び同条7号ニに該当する。

(4) 電話番号（内線番号）及びファクシミリ番号

当該部分は、国の機関及び独立行政法人が行う事務に関する情報であって、一般に公にされておらず、開示することにより、国及び独立行政法人の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、法78条7号柱書きに該当する。

4 結論

以上のとおり、本件各不開示部分について、法78条2号、同条3号イ、同条6号、同条7号柱書き、同号ニ及び同号トにそれぞれ該当するとして不開示とした原処分は結論において正当であるから、原処分の維持が適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年9月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 令和5年6月16日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年9月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報について、その一部を法78条2号、3号イ、6号並びに7号柱書き及びニに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求の理由を「旧法14条違反」として原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、本件対象保有個人情報のうち、独立行政法人の代表者印影部分を不開示とした理由について、法78条7号トを新たに追加した上で、原処分の維持が適当であるとしている。また、審査請求の理由として記載された「旧法14条違反」との文言

について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、不開示情報該当性を争うものと解して諮問を行ったとのことである。

したがって、以下、本件対象保有個人情報を見分結果を踏まえ、本件各不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件各不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件各不開示部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、別表1（諮問書に添付された文書目録のうち、全部開示された文書の関係を除いたもの。）に記載されたとおりであるとのことである。

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件各不開示部分は、国の事件の内部処理に関する情報として、①事件記録の鑑の欄外（別表1の通番（以下「通番」という。）1及び通番49）、②事件ファイル第1ページの「事件種別」欄（通番2及び通番50）、③供覧票の供覧内容（通番3、通番15、通番28、通番61、通番73）、④期日経過報告（通番13、通番27、通番59、通番71）、⑤FAX送信書の項目3（通番14、通番43）、⑥結果報告の鑑（通番17、通番30、通番63、通番75）、⑦電話記録書（通番41）、⑧期日外経過報告の鑑（通番42、通番77）、⑨受理報告の鑑（通番52、通番66、通番82）及び⑩結果報告・確定報告の鑑（通番88）の記載の一部、独立行政法人の内部処理に関する情報として、⑪「独立行政法人雇用・能力開発機構を当事者とする訴訟の報告について」と題する文書の第3（通番54）、⑫期日結果報告書の項目5、7及び8（通番60、通番72）及び⑬「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構を当事者とする訴訟の報告について」と題する文書（通番68及び通番84）の第3の各記載部分の全部のほか、⑭職員の印影、⑮独立行政法人の担当者氏名、⑯独立行政法人の代表者の印影、⑰電話番号、内線番号及びファクシミリ番号及び⑱訴訟代理人弁護士の印影に係る記載部分であることが認められる。

(2) 国の事件の内部処理に関する情報について

ア 事件記録の鑑の欄外、事件ファイル第1ページの「事件種別」欄、供覧票の供覧内容、FAX送信書の項目3、結果報告の鑑、期日外経過報告の鑑、受理報告の鑑及び結果報告・確定報告の鑑の不開示部分（上記①ないし③、⑤、⑥、⑧ないし⑩の関係）

(ア) 標記部分を不開示とした理由について、諮問庁は上記第3の3（3）のとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

標記の不開示部分には、いずれも第1事件及び第2事件の内部処理に関する情報が記載されており、当該部分が開示されると、訴訟

に係る事務の当事者である国が本件事件をどの程度重要視しているかといった、国の訴訟対応方針を推認させる情報が明らかになるおそれがあるとともに、当該情報が明らかになることにより生じる不利益を回避するため、本来記載すべき事項の記載を控えるなど、訟務部局内部における検討・協議に支障を来すなどのおそれを否定できない。

(イ) これを検討するに、標記の不開示部分には第1事件及び第2事件の内部処理に関する情報が記載されていると認められるところ、当該部分を開示すると、国の訴訟対応方針を推認させる情報が明らかになるおそれがあるなどとする諮問庁の上記説明は、不自然、不合理とはいえない。

そうすると、当該部分を開示すると、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、当該部分は法78条7号ニに該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 期日経過報告の不開示部分（上記④の関係）

(ア) 標記の不開示部分は、期日経過報告の鑑（通番13，通番27，通番59，通番71）における「発送」欄，「担当別」欄，「法務局担当官印」欄，「添付書類」欄の各欄内，経過要旨及び次回の予定に係る記載の一部，欄外に報告先として記載された複数の役職名及び当該役職者の印影並びに期日経過報告の別紙（通番13，通番27）における経過要旨の内容全部であると認められる。

(イ) 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

a 期日経過報告は、法務局及び地方法務局訟務処理細則（平成6年12月5日法務省訟総第820号訟務局長通達。以下「処理細則」という。）25条に基づき、訟務部局の担当者が当該訴訟の期日における訴訟活動の内容や状況等を上司等に報告するために作成されるものである。当該文書には、裁判所名，相手方氏名等事件を特定する事項のほか，訴訟の一方当事者である国において，自己使用のためのみで作成する内部情報（いわゆる手の内情報）として，当該期日の年月日，出頭者，当該期日における主張立証活動の具体的内容，裁判所の訴訟指揮の状況等が詳細かつ率直に記載されている。

b 標記の不開示部分は，第1事件及び第2事件に係る国の応訴体制，訴訟対応方針等に係る検討・協議の内容，当該検討・協議にどの程度の期間を要したか等が明らかになるか，あるいはこれら

を推認させる情報であって、いずれも審査請求人が知り得る情報とはいえない。

これらが開示されることとなれば、訴訟の一方当事者である国の訴訟対応方針等に係る検討、討議における率直な意見の交換が不当に阻害されるおそれがある。また、訟務部局の担当者においても、将来、期日経過報告書が開示されることによる不利益を防ぐために、期日経過報告書に本来記載すべき報告事項を記載することを控えることにもなりかねず、その結果、訟務部局内部において、上司等の関係者に報告すべき事項が適切に報告されず、上司等の関係者が事件の経過を的確に把握することができなくなり、訟務部局内部における検討・協議に支障を来したり、上司から事件担当者に対し、訴訟対応についての的確な指示を行うことが困難になる。さらに、期日経過報告書の記載は、適宜要約や省略が行われているため、これが公にされると、当時の訴訟の前提となっていた諸事情や記載された文脈と離れ、記載された文言のみにより検討内容等が推認され、国の訴訟対応方針について一方的な評価や誤解を招きかねない。

このような事態は、国の適切な訴訟対応を阻害するものであり、また、国民に混乱を生じさせるおそれがある。

(ウ) これを検討するに、当該部分を開示すると、国の適切な訴訟対応を阻害するおそれがあるなどとする諮問庁の上記説明は、不自然、不合理とはいえない。

そうすると、当該部分は、上記ア（イ）と同様の理由により、法78条7号ニに該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 電話記録書の不開示部分（上記⑦の関係）

(ア) 標記の不開示部分は、法務省民事訟務部門の職員と厚生労働省職業能力開発局の職員との間でなされた電話でのやり取りの内容を記録した電話記録書のうち、発言要旨及びこれに関する備忘的記載の全部であると認められる。

(イ) 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

a 標記文書は、訟務部局の担当職員が、所管行政庁である厚生労働省職業能力開発局の担当職員との間で、当該訴訟に係る対応方針等について協議した内容について、訟務部局内において報告するとともに、今後の事務処理に資するよう、同内容を保存しておくために作成したものである。

b 標記の不開示部分は、当該訴訟の一方当事者である国の当該事件に係る内部処理に関する情報が記載されており、当該部分が公にされると、国の訴訟対応方針等を推認させる情報が明らかになるおそれがあるとともに、当該情報が明らかになることにより生じる不利益を回避するため、本来記載すべき事項の記載を控えるなどのほか、所管行政庁と訟務部局が、当該訴訟に対応するために、内部的に行った検討の経緯や対応方針等に関する情報が明らかにされることとなり、今後、同様の案件での内部的な検討において自由で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなるおそれがあるなど、国における検討・協議に支障を来すなどのおそれを否定できず、国の訴訟に係る事務の当事者としての地位が不当に害されるおそれがある。

(ウ) これを検討するに、当該部分を開示すると、国の訴訟対応方針等を推認させる情報が明らかになるおそれがあるなどとする諮問庁の上記説明は、不自然、不合理とはいえない。

そうすると、当該部分は、上記ア（イ）と同様の理由により、法78条7号ニに該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 独立行政法人の内部処理に関する情報について（上記⑪ないし⑬の関係）

ア 標記部分を不開示とした理由について、諮問庁は上記第3の3（3）のとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 標記に係る文書のうち上記⑪及び⑬の報告文書は、国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律6条の3第1項の規定に基づいて、独立行政法人が、法務大臣に対して、独立行政法人又はその行政庁を当事者とする訴訟が提起されたことを報告する文書である。また、上記⑫の期日結果報告は、処理細則21条及び27条に基づき、事件が終了したとき、その結果を訟務局長等へ報告するために作成する文書である。

(イ) 標記の不開示部分には、第2事件の訴訟の一方当事者である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に係る当該事件の内部処理に関する情報が記載されており、これが開示されることとなれば、機構の訴訟対応方針を推認させる情報が明らかになるおそれがあるとともに、当該情報が明らかになることにより生じる不利益を回避するため、本来記載すべき事項の記載を控えるなど、機構及び国における検討・協議に支障を来すなどのおそれを否定できず、機構の訴訟当事者としての地位が不当に

害されるおそれがある。

イ これを検討するに、標記の不開示部分には第2事件の内部処理に関する情報が記載されていると認められるところ、当該部分を開示すると、機構の訴訟対応方針を推認させる情報が明らかになるおそれがあるなどとする諮問庁の上記説明は、不自然、不合理とはいえない。

そうすると、当該部分を開示すると、争訟に係る事務に関し、機構の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、当該不開示部分は法78条7号ニに該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 職員(上記(2)イ(ア)の役職者を除く。)の印影について(上記⑭の関係)

ア 標記の不開示部分は、供覧票の「事件簿」欄及び「事件管理システム」欄に記載された個人の印影であると認められ、法78条2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

イ 次に、法78条2号ただし書該当性について検討する。

当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、当該部分は、データ入力等に関する一般行政事務に携わっていた非常勤職員の印影であって、その業務は、正規の職員が行う争訟に関する事務の一部を担う補助的業務である旨を補足して説明するところ、この諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、当該職員は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)の下での氏名の公表対象から除外される「補助的業務に従事する非常勤職員」に該当すると認められる。

そうすると、当該部分は、法78条2号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

ウ また、当該非常勤職員の印影は個人識別部分であることから、法79条2項による部分開示の余地はない。

エ したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 独立行政法人の担当者氏名について(上記⑮の関係)

ア 標記の不開示部分は、法78条2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

イ 次に、法78条2号ただし書該当性について検討する。

当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

機構職員の氏名については、通常、部長以上の職員を除き、独立行政法人国立印刷局編「職員録」に掲載しておらず、ウェブサイト等を含め、公にする慣行はない。上記⑪及び⑬の各報告文書「第4 当該事案に係る担当者」に記載されている事案担当者は、部長以上の職員に該当しないことから、当該氏名を不開示としたものである。

当審査会事務局職員をして、原処分当時に発行されていた上記「職員録」を確認させたところ、諮問庁の説明のとおり、機構職員の氏名については部長以上の職員のみ掲載されており、当該部分に記載されている担当者の氏名は記載されていないことが認められる。上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、その他審査請求人が当該部分を知り得ると認めるべき事情も認められないことから、当該部分は法78条2号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

ウ さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法79条2項の部分開示の余地はない。

エ したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 独立行政法人の代表者の印影について（上記⑯の関係）

ア 標記の不開示部分は、機構が法務大臣宛てに訴訟の経過等について報告した上記⑪及び⑬の報告文書に押印された機構理事長印の印影であると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、機構が提出した報告文書が原本に相違ないことを証明するために押印されたものであって、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、偽造されるおそれがあるなど、機構に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ウ したがって、当該部分は、法78条7号トに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(7) 電話番号、内線番号及びファクシミリ番号について（上記⑰の関係）

ア 標記の不開示部分は、FAX送信書等に記載された法務省大臣官房民事訟務課、特定高等裁判所、特定地方裁判所、特定地方法務局、特定法務局及び機構の電話番号、内線番号及びファクシミリ番号であると認められる。

イ 諮問庁は、上記第3の3（4）のとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、当該部分はいずれも一般に公開されていない情報であって、公にすることにより、いたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や外部との連絡に支障を来すなど国

の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

ウ これを検討するに、標記の不開示部分のうち、別表2の番号1に掲げる部分を除く部分については、上記イの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、当該部分は、法78条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

他方、別表2の番号1に掲げる部分は、いずれも審査請求人自身の特定裁判所における特定事件番号の事件につき、被告が提出した答弁書に記載された情報（他の文書に記載された同一内容の情報を含む。）であるところ、答弁書の内容は、当該事件の裁判手続によって、原告である審査請求人に明らかにされるものであるから、当該部分は、審査請求人が当然に知り得る情報であると認められ、法78条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(8) 訴訟代理人弁護士の印影について（上記⑱の関係）

ア 標記の不開示部分は、特定地方裁判所宛ての答弁書に押印された第2事件の被告訴訟代理人弁護士の印影（2か所）であると認められる。

イ これを検討するに、当該部分は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められるが、答弁書に記載された情報であることから、上記（7）ウと同様に、審査請求人が当然に知り得る情報であると認められる。

ウ したがって、当該部分は、法78条3号イに該当せず、開示すべきである（別表2の番号2に掲げる部分）。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条2号、3号イ、6号並びに7号柱書き及びニに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条2号、3号イ、6号並びに7号柱書き、ニ及びトに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条2号並びに7号柱書き、ニ及びトに該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙

訴訟行為を決裁するために作成，取得，参照した一切の保有個人情報

- (1) ここに「訴訟」とあるのは，特定地方裁判所特定事件番号A損害賠償請求事件と，特定地方裁判所特定事件番号B損害賠償請求事件のそれぞれの第一審，第二審および第三審を指します。
- (2) ここに「決裁」とあるのは，前記(1)の訴訟に係る組織的な意思決定を指します。国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づく組織的な意思決定はこれに含まれます。

別表1 本件各不開示部分及び不開示情報該当性

1 第1事件の関係

番号	文書の名称	通し頁	通番	不開示部分	根拠条文 (法78条)		
1	表紙	1	1	国の事件の内部 処理に関する情 報	6号, 7号ニ		
2	事件ファイル第1 ページ	2	2				
3	新件受理(供覧 票)	3	3	国の事件の内部 処理に関する情 報	6号, 7号ニ		
			4	補助的業務に従 事する非常勤職 員の印影	2号		
4	ファクシミリ送信 書	8, 9	5	電話(内線)番 号, ファクシミ リ番号	7号柱書き		
5	「争訟事件の移送 について」	10, 11	6				
6	封筒	13	7				
7	ファクシミリ送信 書	15	8				
8	第1回口頭弁論期 日呼出状及び答弁 書催告状	21	9				
9	ファクシミリ送信 書	22	10				
10	「争訟事件に係る 書類の送付につい て」「争訟事件の 係属について(通 知)」	26	11				
11	答弁書	44	12				
12	期日経過報告書	48, 49	13			国の事件の内部 処理に関する情 報	6号, 7号ニ
13	FAX送信書	50	14				
14	結果報告(供覧 票)	51	15	国の事件の内部 処理に関する情	6号, 7号ニ		

				報	
			1 6	補助的業務に従事する非常勤職員 の印影	2号
1 5	結果報告	5 2	1 7	国の事件の内部 処理に関する情 報	6号, 7号ニ
1 6	控訴状受理（供覧 票）	6 6	1 8	補助的業務に従事する非常勤職員 の印影	2号
1 7	封筒	6 7	1 9	電話（内線）番 号, ファクシミ リ番号	7号柱書き
1 8	期日呼出状	6 9	2 0		
1 9	庁舎案内図	7 0	2 1		
2 0	ファクシミリ送付 書	7 1	2 2		
2 1	「上訴事件の移送 について」「上訴 事件の係属につい て（通知）」	7 2, 7 3	2 3		
2 2	封筒	7 7	2 4		
2 3	ファクシミリ送信 書	7 9	2 5		
2 4	答弁書	8 3	2 6		
2 5	期日経過報告	8 5, 8 6	2 7	国の事件の内部 処理に関する情 報	6号, 7号ニ
2 6	結果報告（供覧 票）	8 7	2 8	国の事件の内部 処理に関する情 報	6号, 7号ニ
			2 9	補助的業務に従事する非常勤職員 の印影	2号
2 7	結果報告	8 8	3 0	国の事件の内部 処理に関する情 報	6号, 7号ニ
2 8	上告提起・上告受 理申立て通知書受	9 3	3 1	補助的業務に従事する非常勤職	2号

	理（供覧票）			員の印影	
29	封筒	97	32	電話（内線）番号，ファクシミリ番号	7号柱書き
30	「上訴事件の移送について」「上訴事件の係属について（通知）」	100 ～102	33		
31	記録到着通知書受理（供覧票）	103	34	補助的業務に従事する非常勤職員の印影	2号
32	記録到着通知書	105	35	電話（内線）番号	7号柱書き
33	「上告訴訟記録等の到着通知について（通知）」	106, 107	36	電話（内線）番号，ファクシミリ番号	
34	決定（供覧票）	108	37	補助的業務に従事する非常勤職員の印影	2号
35	指定書（案），送達場所の届出書（案）	117	38	電話（内線）番号，ファクシミリ番号	7号柱書き
36	記録到達通知書 ※上記決裁（35）の添付資料	118	39	電話（内線）番号	
37	指定書・送達場所の届出書	120	40	電話（内線）番号，ファクシミリ番号	
38	電話記録書	121	41	国の事件の内部	6号，7号ニ
39	期日外経過報告	122	42	処理に関する情報	
40	FAX送信書	123	43	国の事件の内部処理に関する情報	6号，7号ニ
			44	ファクシミリ番号	7号柱書き
41	ファクシミリ送付書	124	45	電話（内線）番号，ファクシミリ番号	
42	送信確認証	125	46		

43	ファクシミリ送付書	126	47		
44	ファクシミリ送信書	127	48		

2 第2事件の関係

番号	文書の名称	通し頁	通番	不開示部分	根拠条文 (法78条)
1	表紙	128	49	国の事6件の内部処理に関する情報	6号, 7号ニ
2	事件ファイル第1ページ	129	50		
3	受理報告(供覧票)	130	51	補助的業務に従事する非常勤職員の印影	2号
4	受理報告	131	52	国の事件の内部処理に関する情報	6号, 7号ニ
5	「独立行政法人雇用・能力開発機構を当事者とする訴訟の報告について」	132	53	独立行政法人の代表者の印影	3号イ, 7号ト
			54	独立行政法人の内部処理に関する情報	6号, 7号ニ
		133	55	独立行政法人の担当者氏名	2号
			56	電話(内線)番号	7号柱書き
6	第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状	134	57	電話(内線)番号, ファクシミリ番号	7号柱書き
7	答弁書	144	58	訴訟代理人弁護士の印影	3号イ
8	経過報告	149	59	国の事件の内部処理に関する情報	6号, 7号ニ
9	期日結果報告書	150	60	独立行政法人の内部処理に関する情報	

1 0	結果報告（供覧票）	1 5 1	6 1	国の事件の内部処理に関する情報	6号，7号ニ	
			6 2	補助的業務に従事する非常勤職員の印影	2号	
1 1	結果報告	1 5 2	6 3	国の事件の内部処理に関する情報	6号，7号ニ	
1 2	「独立行政法人雇用・能力開発機構を当事者とする訴訟の判決について」	1 6 3	6 4	独立行政法人の代表者の印影	3号イ，7号ト	
1 3	受理報告（供覧票）	1 6 4	6 5	補助的業務に従事する非常勤職員の印影	2号	
1 4	受理報告	1 6 5	6 6	国の事件の内部処理に関する情報	6号，7号ニ	
1 5	「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構を当事者とする訴訟の報告について」	1 6 6	6 7	独立行政法人の代表者の印影	3号イ，7号ト	
			6 8	独立行政法人の内部処理に関する情報	6号，7号ニ	
			1 6 7	6 9	独立行政法人の担当者氏名	2号
			7 0	電話（内線）番号	7号柱書き	
1 6	期日経過報告	1 7 8	7 1	国の事件の内部処理に関する情報	6号，7号ニ	
1 7	期日結果報告書	1 7 9	7 2	独立行政法人の内部処理に関する情報		
1 8	結果報告（供覧票）	1 8 0	7 3	国の事件の内部	6号，7号ニ	

	票)			処理に関する情報	
			74	補助的業務に従事する非常勤職員の印影	2号
19	結果報告	181	75	国の事件の内部処理に関する情報	6号, 7号ニ
20	「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構を当事者とする訴訟の判決について」	182	76	独立行政法人の代表者の印影	3号イ, 7号ト
21	期日外経過報告書	188	77	国の事件の内部処理に関する情報	6号, 7号ニ
22	上告提起通知書	189	78	ファクシミリ番号	7号柱書き
23	上告受理申立て通知書	190	79		
24	上告状兼上告受理申立書	191, 192	80		
25	受理報告（供覧票）	193	81	補助的業務に従事する非常勤職員の印影	2号
26	受理報告	194	82	国の事件の内部処理に関する情報	6号, 7号ニ
27	「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構を当事者とする訴訟の報告について」	195	83	独立行政法人の代表者の印影	3号イ, 7号ト
			84	独立行政法人の内部処理に関する情報	6号, 7号ニ
			85	独立行政法人の担当者氏名	2号
			86	電話（内線）番号	7号柱書き

28	結果報告・確定報告（供覧票）	201	87	補助的業務に従事する非常勤職員の印影	2号
29	結果報告・確定報告	202	88	国の事件の内部処理に関する情報	6号, 7号ニ
30	「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構を当事者とする訴訟の判決について」	203	89	独立行政法人の代表者の印影	3号イ, 7号ト

別表2 開示すべき部分

番号	開示すべき部分
1	通番11（上から7行目のみ）、通番12、通番26及び通番44の不開示部分
2	通番58の不開示部分